

1. 基本的な考え方

本法人では、利用者の虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたる事とする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で患者（利用者）の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって入居者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

入居者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

入居者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止に係る検討委員会の設置

(1) 本法人は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(2) 関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当法人に併設して展開する事業、または法人内別事業と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合がある。

(3) 委員会は、必要な都度、開催する。

(4) 委員会は、月1回以上、身体拘束適正化検討委員会と併せて開催する。

(5) 委員会の審議事項は次のとおりとする。

① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。

- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。
- ⑤ 虐待が発生した場合に、その対応に関すること。
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること。
- ⑦ 再発防止策を講じた際に、その効果について評価に関すること。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修は年2回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施することとする。
- (3) 研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（研修概要）を記載した記録を作成することとする。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制（フローチャート参照）

- (1) 入居者、家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 入居者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、努めるは日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
- (6) 必要に応じて事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。
- (7) 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県に高齢者虐待への対応と養

護者支援について（厚生労働省老健局）」を参考に、対応することとする。

7. 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 受け付けた相談内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。
- (4) 対応の結果は相談者にも報告することとする。

9. 入居者家族等に対する本指針の閲覧

本指針は、当事業所で使用するマニュアルに保管し、全ての職員が閲覧を可能とするほか、入居者本人や家族等が閲覧できるように事業所への掲示や事業所ホームページに掲載する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

附則

この指針は、令和 6 年 2 月 1 日より施行する。

令和 7 年 4 月 9 日 改変